

平成30年 6月 8日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月8日(金)午後 2時30分開議

日程第 1 請願第 1号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

審査報告(文教福祉常任委員長)

日程第 2 意見書案第1号 国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書について

日程第 3 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

日程第 4 発議第 1号 議会改革特別委員会設置に関する決議について

日程第 5 議会改革特別委員会委員の選任について

追加日程第 1 閉会中の継続調査の申し出について

(東庄町議会改革に関する調査研究)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番 土屋 光正 君  
2番 宮澤 健 君  
3番 佐久間 義房 君  
4番 板寺 正範 君  
5番 花香 孝彦 君  
7番 大網 正敏 君  
8番 高木 武男 君  
9番 鈴木 正昭 君  
10番 山崎 ひろみ 君  
11番 土屋 進 君  
12番 宮崎 正吾 君

13番 鎌形 寿一 君

14番 城之内 一男 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩田 利雄 君

副町長 金島 正好 君

監査委員 平山 茂 君

総務課長 向後 喜一朗 君

町民課長 伊藤 雅晃 君

まちづくり課長 林 栄壽 君

健康福祉課長 海上 孝 君

会計管理者 飯嶋 実知子 君

病院事務長 寺嶋 利和 君

農業委員会事務局長 土屋 富士雄 君

教育長 五十嵐 正憲 君

教育課長 多田 克己 君

生涯学習担当課長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本 忠男

次長 石毛 美恵子

主査 岩瀬 知博

(午後 2時30分 開議)

議長(城之内一男君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち報告いたします。

本日、議員発議による意見書案2件を受理しました。次に、発議1件を受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第1号、「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上、2案を一括議題とします。

この請願は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教福祉常任委員長、大網正敏君。

7番(大網正敏君)

それでは、文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、請願第1号、「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願であります。

去る6月6日に教育課長の出席を得て、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の過程と結果につきまして、ご報告いたします。

先に、請願第1号についての審査における意見等を要約して申し上げます。

意見といたしまして、毎年同じような形で請願が提出されておりますが、教科書の無償化は堅持すべきであり、また働き方改革を進める中で、教職員の確保は急務であり、予算の確保により地域クラブ育成、教育環境の充実を図る必要性を考え、教育予算の拡充を求める請願の趣旨に賛成をする。

震災後、学校が崩壊し、地域の方々がばらばらになっていく、避難解除になったにも関わらず、生徒が5、6人しか集まらない状況であり、人が戻ってくる環境を

整備しなければならない。震災からの教育振興については、他の振興予算に取られ、教育復興に集まらない状況であります。教育復興に関わる予算拡充を図り、復興を進めていくべきであり、賛成です。

以上のような意見等があり、請願第1号、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願につきまして採決した結果、当委員会といたしましては、全員賛成により採択すべきと決定いたしました。

次に、請願第2号では、意見として、32年度から東庄町においても5校から1校に統合いたしますので、1クラスの生徒数も変わってきます。地方の教育現場は大変厳しい状況ではありますが、教育につきましては平等であり、地域により教育環境に格差が生まれることはならないと考えております。よって、本請願に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択とすべきものと決定いたしました。

以上で文教福祉常任委員会の審査報告を終わりにいたします。

議長（城之内一男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、請願第1号、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第2、意見書案第1号、国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書について及び日程第3、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

ここでお諮りします。意見書案第1号及び意見書案第2号は、先に採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号及び意見書案第2号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第1号、国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第1号、議会改革特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

ただいま議題となりました発議第1号、議会改革特別委員会設置についての提案理由を申し上げます。

この議会改革特別委員会設置は、東庄町議会に課せられた課題であり、当議会としてこの問題に絞り、集中的に取り組み、議会の活性化を図るために特別委員会を設置するものであります。

そこで、地方自治法第109条及び東庄町議会委員会条例第4条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置いたします。

- 1、名称 議会改革特別委員会。
- 2、設置の根拠 地方自治法第109条及び東庄町議会委員会条例第4条。
- 3、目的 地方分権時代に対応した議会議員活動をより活性化するための改善や運営等についての調査研究を行う。
- 4、委員の定数 6人。

以上で発議第1号の提案理由と内容説明を終わります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

これから質疑を行います。

ありませんか。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

議会改革については、もう数年前から、2、3年、もっと前かもしれませんが、話がありました。そしてこの議会でもいろいろな議会改革をやっている先進的なところを何度も視察に行っていました。でも、なかなか出来なかったんですが、今回やっとこの議会改革特別委員会の設置までこぎつけました。ここはひとつ、議長さん、リーダーシップを発揮してやっていただきたいと思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

はい、わかりました。

その他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから発議第1号、議会改革特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議会改革特別委員会委員の選任を行います。

指名表の配付をお願いします。

(指名表配付)

議長(城之内一男君)

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議会改革特別委員会委員はお手元に配付しました指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議会改革特別委員会の委員の皆さんは会議室2へ集合をお願いします。再開は午



後3時25分からとします。

(午後 2時54分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

議長(城之内一男君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開催されました議会改革特別委員会における正副委員長の互選結果の通知が届きましたので、ご報告します。

委員長に山崎ひろみ君、副委員長に花香孝彦君、以上です。

ここで委員長のご挨拶をお願いいたします。

10番、山崎ひろみ君。

10番(山崎ひろみ君)

この度特別委員会の委員長の大任を拝しました山崎でございます。皆様のご協力とご指導、お願いしながら進めてまいりたいと思います。

今回の特別委員会は、私たち議員の改革ということですので、あと任期は1年余りになりました。身の丈にあった実践性のある改革を1つずつ進めてまいりたいと思います。委員ではない皆様の、全議員の皆様の理解をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうかご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長(城之内一男君)

ありがとうございました。

続きまして、副委員長の挨拶をお願いします。

5番、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

議会改革特別委員会の副委員長となりました花香です。約4年前、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し、一問一答の提案をいたしました。導入するまでには至りませんでした。今、議会改革の副委員長という立場で、一問一答の導入に向けて再び協議出来る機会をいただいたことに感謝いたしております。

今後の目標として、活発な議会、魅力ある議会、日本一の町村議会となるように頑張りたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

議長(城之内一男君)

ここでお諮りします。

議会改革特別委員会委員長から閉会中の継続審査の調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

ここで議会改革特別委員会の閉会中の継続調査申出書の配付をします。

(閉会中の継続調査申出書配付)

議長(城之内一男君)

議会改革特別委員会委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元の申出書のとおり東庄町議会改革に関する調査研究について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会6月定例会閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会には、執行部より承認2件、議案1件を提案し、繰越明許費について報告をさせていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決、ご承認をいただきました。まことにありがとうございました。

会期中に頂戴いたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映するよう努めてまいります。

さて、本年も国家公務員新規採用職員の初任行政研修、地方自治体実地体験として今週の4日から本日までの5日間、3名の国家公務員を受け入れました。彼らは今後、本府省の行政部局において政策の企画立案等の業務に従事することが想定される人材でございますけれども、中央省庁のデスク上ではなかなか意識することが出来ない大切な視点が身についたのではないかと考えられます。

また、研修に参加をいたしました町新規採用職員や研修生を受け入れた本町職員にとっても、国家公務員との合同研修は大変貴重な経験であり、職員の人材育成の上においても大変有意義であったと考えております。

今後、職員個々の持つ能力を最大限に発揮させることを目標に人材育成を推進してまいりたいと考えております。

地方行政は、課題は山積しておりますけれども、職員が一丸となって町民の負託に応えるべく、町政運営を進めてまいり所存でございます。

梅雨の時期、議員各位には健康管理に十分ご留意をいただき、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、なお一層のご指導、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会にあたりご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

ありがとうございました。

閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は4日間の短い期間でしたが、議員各位、また執行部の皆さんにおかれましては、ご尽力、ご協力を賜りましてありがとうございました。

また、今定例会において特別委員会の議会改革特別委員会を設置されました。住民に開かれた議会、住民に信頼される議会活動のために、一層のご尽力、ご活躍をお願いしたいと思います。

また、今定例会において、議員各位から提案されました要望等、執行部におかれましては十分に検討して、迅速に対応をお願いしたいと思います。

この鬱陶しい梅雨の季節でもあります。皆様におかれましても、健康に留意して、議会の活性化、また町政の発展のためにご尽力をお願いしたいと思います。大変ご

苦勞さまでした。ありがとうございました。

以上で平成30年6月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦勞さまでした。

(午後 3時34分 閉会)